

# 15のいす

—グローバル化と司法—

最高裁判所判事

長 嶺 安 政



国際化という言葉は、昨今あまり耳にしなくなりましたが、これに比してグローバル化という言葉が頻繁に使われるようになった。この二つの言葉の違いはさておき、グローバル化を国内事項における国際性の増大という面で捉えると、司法においても色々な形で国際性が顔をのぞかせていることは、今日に始まったことでもない。司法に

持ち込まれる事件には、国際性を内包しているものが多い。例えば、当事者が外国人、外国法人である事件は、日常化しており、適用すべき国内法の中にも、国境を越えた国際協力の必要性から制定されたものも少なくない。当事者の主張には、外国における類似の法的課題への対応振り、国際法の規律などを根拠に主張を展開するものが多くみられる。

従って、日本の司法として、外国法やその実施振り、更には、国際社会における規律の在り方やその実行の状況を不断に注視していく必要性が増しているのではないと思われる。

ところで、司法という制度は、それぞれの国の社会秩序の成り立ちに直接関わる根幹の制度であり、グローバル化が進んだからと言って、各国の司法の機能そのものが変質するものではない。一方、これまでも社会環境の

変化に対応して改革を進めてきた司法であればこそ、グローバル化の進展を新たな機会と捉えて、その中での法的課題に取り組み、事件の解決に当たり普遍性を備えた対応を示していくことが希求されるであろう。

更に進んでグローバル化を国際的な相互作用の増加という面から捉えれば、日本の司法制度が積み上げてきた経験、知見の中

には、他国において参考になるものが多々あることにも注目したい。

昨年、百年の歴史を刻んだ我が国の調停制度は一つの例として挙げられる。グローバル化への対応においては、国外で起きていることを我が国に取り入れるだけではなく、他国に先駆けて問題に直面した我が国がどのように答えを出したのかを外国に紹介し、様々な交流を通じて、世界レベルでの司法の充実や法の支配の深化に

寄与することを視野に入れることもできると思う。

日本の司法が課題として取り組んでいるIT化は、まさに、外国においても等しく取り組まれている課題であり、時代に即した、充実した司法の確立のためには外国との間でもオープンな姿勢で相互に経験を分かち合うことが大事になっていくであろう。将来的にはオンラインでつながれた外国司法との交流が一層進展することも期待したい。

(ながみね・やすまさ)

